平成２２年（フ）第７５８号
熊本県上益城郡山都町下市385番地４
債務者　村上　秀美
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１３０号
山形県南陽市漆山1873番地
債務者　小松テクノサービスこと　小松　浩美
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１９９４号
名古屋市港区泰明町２丁目13番地　新泰明荘２棟306号
債務者　宮岡　孝子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４７６号
名古屋市守山区廿軒家22番40号　宅老所ひょうたん山
債務者　加藤　政代
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１８号
愛知県岡崎市真福寺町字神田50番地10、旧住所愛知県岡崎市百々西町13番地４
債務者　加藤　千恵
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３３１号
茨城県つくば市神郡1772番地１
債務者　宮川加代子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３５２号
茨城県つくば市二の宮４丁目６番地１　小野崎アパート９棟103号
債務者　髙野　　弘
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３６４号
茨城県石岡市若松３丁目７番65号　野口住宅Ａ号
債務者　齊藤　照夫
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２６０３号
札幌市北区新琴似８条14丁目２番15号　シティハイムナニワ202号
債務者　和泉　竜太
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６７５号
札幌市西区福井１丁目１番14号
債務者　宮下　隆夫
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７０４号
札幌市西区琴似４条２丁目４番７―303号
債務者　渡辺　英敏
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７２４号
札幌市白石区南郷通15丁目北２番９―301号
債務者　宮本　和子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７３６号
札幌市白石区南郷通６丁目南８番８号
債務者　志村　徳彦
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７６７号
札幌市北区太平２条４丁目５番10号　ジョイフル太平102号
債務者　平野　　孝
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８３７号
札幌市中央区南23条西11丁目３番６号　インペリアル23―206号
債務者　関口　宣子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９２５号
札幌市北区拓北２条４丁目２番33号
債務者　小石川ひとみ
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９４５号
札幌市北区北37条西６丁目１番18―401号
債務者　篠塚　孝寿
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部